

(1) ちいきかつどうしえん じぎょう  
**(1) 地域活動支援センター事業**

**身 知 精**

● **内 容** しょうがいしゃがじゅうじつ ちいきせいかつ おく じょうほうはっしん そうだんしえん くみん  
 障害者が充実した地域生活を送るための情報発信や相談支援および区民  
 への障害福祉に対する理解促進のための情報提供等を行います。

① 相談支援  
 きほんそうだん いりょう ほけん けんこうかんり かいご かん そうだん かくしゆふくし  
 基本相談……医療・保健・健康管理・介護に関する相談や各種福祉  
 せいでとつ かん そうだん りょう かん  
 制度等に関する相談およびセンター利用に関する相談等  
 てきせつ じょうほうていきょう おこな  
 適切な情報提供やアドバイスを行います。

せんもんそうだん ほ そうく じゅうたくかいぞうとう せんもん  
 専門相談……リハビリ・補装具・住宅改造等について、専門スタッ  
 ぷがじょうほうていきょう じよげん おこな  
 フが情報提供や助言を行います。予約制でセンターに  
 らいしよ こんなん ひと じたくとう  
 来所していただきますが、来所の困難な人には、自宅等  
 をほうもん し 実施しています。

せんもんいそうだん しょうがい ひと けんこう せいかつ ほんにん  
 専門医相談……障害のある人がより健康に生活するため、本人および  
 かぞく たい しょうがい しゆべつ おおん かくしんりょうかちく たんとうい  
 家族に対して、障害の種別に応じて各診療科目の担当医  
 いがくてきけん ち そうだん おお  
 が医学的見地から相談に応じます。

けいかくそうだんしえん しょうがいふくし りょう ひと たい とう  
 計画相談支援…障害福祉サービスを利用する人に対し、サービス等  
 りょうけいかく しえん おこな  
 利用計画をたて、支援を行います。

② しょうがいしゃちいきじりつせいかつしえん  
 障害者地域自立生活支援  
 ざいたく しょうがいしゃ じりつ しゃかいさんか そくしん ほか かくしゆこうざ こうしゅう  
 在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図り、各種講座・講習の  
 かいさい しょうがい かん にんしき ぶか ふきゅうけいはつこうざとう おこな  
 開催、障害に関する認識を深めるための普及啓発講座等を行います。

● **対 象** 障害者手帳をお持ちの人等

● **費 用** 材料費等が必要な場合があります。

● **問 合 せ** 障害保健福祉センター

(2) じりつくんれん きのうくんれん  
**(2) 自立訓練 (機能訓練)**

**身**

● **内 容** しょうがいしゃそうごうしえんほう ちと しんたいきのう せいかつのうりよく い じ こうじょう ほか  
 障害者総合支援法に基づき、身体機能および生活能力の維持・向上を図  
 り、ちいきでじりつした生活を営むために一定の期間、必要な機能訓練その  
 た えんじよ おこな じりつ しゃかいさんか すいちゅう  
 他の援助を行います。自立・社会参加プログラムや水中プログラムなど  
 があります。

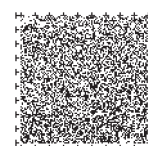
● **対 象** 18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの人  
 ※原則として、65歳以上の介護保険対象者を除きます。

● **費 用** 利用者負担金がかかる場合があります。

● **問 合 せ** 障害保健福祉センター

(3) きのうくんれん  
**(3) 機能訓練**

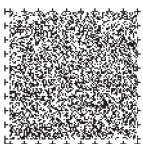
● **内 容** ざいたく しょうがい がくれいじ ちやうふくしょうがいしゃ げんご しょうがい  
 在宅で障害のある学齢児や重複障害者、言語に障害の  
 ひと たい きのう いじかいふく ほか にちじょうせいかつ  
 ある人に対し、機能の維持回復を図り、日常生活がよ  
 りじりつ しゃかいせいかつ じゅうじつ くんれん おこな  
 り自立し、社会生活が充実するよう、訓練を行いま  
 す。訓練にはがくれいじきのうくんれん ちやうふくしょうがいしゃ きのうくんれん  
 高次脳機能障害者機能訓練、ちやうふくしょうがいしゃ きのうくんれん  
 高次脳機能障害者機能訓練があります。



- **対象**
  - ①学齢児機能訓練 18歳未満の身体障害者手帳をお持ちの人
  - ②重複障害者機能訓練 18歳以上65歳未満の身体障害者手帳と愛の手帳の両方をお持ちの人
  - ③高次脳機能障害者機能訓練 脳血管障害や頭部外傷等により言語障害や高次脳機能障害と診断されて機能訓練が必要な18歳以上の人(自立訓練事業の対象者を除く。)
- **問い合わせ** 障害保健福祉センター

#### (4) こども療育事業

- **内容** 発達に遅れのある、あるいはその傾向がある乳幼児、児童に対し心身の発達を促し日常生活に必要な「生きる力」の習得を目指します。さらに家庭や子どもたちが、地域において充実した日常生活を送ることができるよう支援します。
- **対象**
  - ①個別相談・支援 18歳未満の乳幼児および児童(臨床心理士・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・社会福祉士等の専門職が発達に関する相談を受けます。)
  - ②通園事業 0歳から就学前の乳幼児(個別支援計画に基づき個別・小集団で日常生活の自立と社会生活への広がりを目指し療育を行います。)
  - ③在宅訪問事業 0歳から就学前の乳幼児(継続的に通園するのが難しいお子さんに、ご家庭に訪問し療育を提供します。)
  - ④重症心身障害児通園事業 0歳から就学前の乳幼児。医療的ケアが必要等で他の施設に通園できないお子さん
  - ⑤学齢児グループ 小学生の児童(地域での日常生活の充実のため、レクリエーションなどの余暇活動を行います。)
  - ⑥就園児グループ 幼稚園・保育園に在籍している3歳児～5歳児(幼稚園・保育園および家庭での安定した生活と、物事に取り組む力の習得に向け小集団での活動を行います。並行して保護者グループを行います。)
  - ⑦おもちゃ図書館 発達の遅れのあるお子さんと保護者(おもちゃや保護者向けの貸し出し図書があります。)
- **問い合わせ** 障害保健福祉センター こども療育パオ  
 電話 (5439)8055 FAX (5439)8069  
 ※令和2年4月に児童発達支援センター(南麻布4-6-13)に移転予定。



## (5) 就労継続支援B型事業

知

- **内容** 一般企業等に就職することが困難な知的障害者に、生産活動を提供し、地域社会で豊かな生活を送れるよう自立を支援します。生産活動の内容は、製菓・受注・公園清掃・販売活動です。
- **対象** 18歳以上の知的障害者で原則として単独通所が可能であり、かつ、作業能力があるまたは期待できる人
- **問合せ** 障害保健福祉センター みなとワークアクティ  
電話 (5439) 8057 FAX (5439) 8058

## (6) 生活介護事業

知

- **内容** 日常生活に必要な支援、作業活動、レクリエーション活動等社会生活の経験の場を提供し、生活習慣の確立、身体機能の維持および社会的自立が図れるよう支援します。
- **対象** 18歳以上の知的障害者で通所が可能な人（ただし、15歳以上18歳未満の人については個々の事情により利用することができます。）
- **問合せ** 障害保健福祉センター 工房アミ  
電話 (5439) 8059 FAX (5439) 2514

## (7) 施設の貸出し

- **内容** 障害者や障害者団体に会議室等施設の一部を貸し出します。
- **対象** 障害者団体、福祉団体
- **利用方法** 登録により、予約制で利用できます。

名称	定員	利用時間
会議室 1 (7階)	25人	平日・土曜 午前9時～正午 (午前)
会議室 2 (7階)	20人	午後1時～午後5時 (午後)
集会室 (7階) (和室 21畳)	20人	午後5時30分～午後9時30分 (夜間)
竹芝小記念ホール (7階)	48人	日曜・祝日 午前9時～正午 (午前)
多目的体育室 (6階) 注1	250人	午後1時～午後5時 (午後)
温水プール (4階) 注2	20人	月曜～日曜 午前10時～正午 (午前) 午後1時～午後3時 (午後I) 午後3時30分～午後5時30分 (午後II)

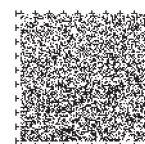
(注)1：磁気誘導ループ(聴覚障害者用音声増幅機能設備)を設置しています。

(注)2：プールは団体利用のほか個人利用もできます。

曜日、時間帯により団体利用枠、個人利用枠の設定が異なります。

その他、登録や利用についての詳細はお問い合わせください。

- **問合せ** 障害保健福祉センター



## (8) 施設入浴サービス

身知精

→88ページ参照

## (9) 緊急一時保護およびショートステイ (レスパイト保護) (区の制度)

身知

●**内容** 常時介護が必要な障害者(児)の介護者が、入院、冠婚葬祭等一時的な理由で介護ができない場合、障害保健福祉センターにて一時的に保護します。

また、介護者が休養を取る際には、ショートステイ(レスパイト保護)事業を利用できます。

①緊急一時保護 月6泊7日まで(日帰りでの利用もできます。)

②ショートステイ(レスパイト保護)月6泊7日まで(日帰りでの利用もできます。)年間24日まで(そのうち6日は半日利用可)

●**対象**

①身体障害者手帳1・2級の人

②愛の手帳をお持ちの人

③脳性麻痺・進行性筋萎縮症の人

④18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの人で、けが等により一時的に介護を必要とするひとり暮らしの人(緊急一時保護に限る。)

※常時医療的ケアの必要な人は利用できません。

※原則として、介護保険サービスの対象者は、介護保険の制度を利用してください。

●**費用**

食事代(1食当たり600円)

※送迎サービスはありません。

●**問合せ**

障害保健福祉センター 8階 緊急一時保護室

電話 (5439)2517 FAX (5439)2518

## (10) 自立生活訓練

身

●**内容** 家庭において日常生活を営むことに支障のある肢体不自由の人に、補助器具等を装備した居室と一部介助サービスを提供し、将来自立生活を営むための技能・知識の習得を支援します。

●**対象**

次の①～③の全てに該当すること。

①区民

②身体障害者手帳(肢体不自由)1～3級の人

③地域での自立生活を目指せること。

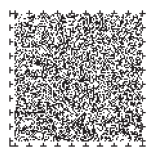
※愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人については「体験入所」を実施しています(食事代のみ自己負担)。

●**費用**

使用料 月額 60,900円

※前年の所得金額により減額する制度があります。

※そのほかに食費(1食当たり600円)、光熱水費がかかります。



- **問い合わせ** 障害保健福祉センター 8階  
電話(5 4 3 9) 2 5 1 7 FAX(5 4 3 9) 2 5 1 8

(11) 苦情解決制度

身 知 精

● **内容** 障害保健福祉センターでは、利用者等からの苦情や相談に対して、迅速かつ適切に対応することにより、サービスの質の向上を図ることを目的として、「苦情解決制度」を設けています。  
「苦情解決制度」の目的を達成するため、センターに次のような体制を置き、適宜苦情等を受け付けています。苦情等を、第三者委員に直接申し出ることもできます。

- ① 苦情解決責任者 障害保健福祉センター長
- ② 苦情受付担当者 障害保健福祉センター各担当者
- ③ 第三者委員 次表記載の3人の外部委員

氏 名	連 絡 先
元慶応義塾大学薬学部教授 福島 紀子	電話 0 4 5 ( 9 3 1 ) 0 5 4 4
港区民生委員・児童委員麻布地区 会長 榎川 とし子	電話 ( 3 4 0 1 ) 9 7 8 5
港区立消費者センター消費生活相 談員 杉田 庸子	電話 ( 3 4 5 6 ) 6 8 2 7

上記「第三者委員」により構成される「第三者委員会」を設置し、苦情解決およびサービス向上について、適時、検討を行います。

- **問い合わせ** 障害保健福祉センター

